

おおい町土砂災害危険住宅対策支援事業補助金交付要綱

平成30年10月1日
告示第 209 号

改正 令和2年4月1日告示第153号

(趣旨)

第1条 この要綱は、おおい町土砂災害危険住宅対策支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付について、おおい町補助金等交付規則（平成18年おおい町規則第32号、以下「規則」という。）及びおおい町建設課所管補助金等交付要綱（平成22年おおい町告示第14号。以下「課要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 補助金は、災害の未然防止を図るため、土砂災害特別警戒区域等、がけ地の崩壊等により町民の生命又は身体に危害が生じるおそれがある区域内の既存住宅の移転や改修に必要な補助を行うことで、町民の生命等の安全を確保することを目的とする。

(補助対象住宅)

第3条 補助金の対象となる住宅は、次の各号のとおりとする（一戸建ての住宅、長屋及び共同住宅をいい、店舗等の用を兼ね備えるもの（店舗等の用途に供する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満のもの）を含む。）。

(1) がけ地近接等危険住宅移転事業

次のいずれかに該当する区域に存する住宅で、区域指定時に現に存していたもの、又は建築後の大規模地震、台風等により安全上の支障が生じ、建築基準法に基づく是正勧告等を受けたもの。

ア 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により知事が指定した急傾斜地崩壊危険区域

イ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により知事が指定した土砂災害特別警戒区域

(2) 土砂災害危険住宅対策改修事業

土砂災害特別警戒区域内に存する住宅で、土砂災害に対する安全性の基準を満たしていないもの（建築基準法施行令第80条の3の規定について、既存不適格であるもの）。

2 国、県、町等の他の補助事業により補助対象となる住宅は対象とならない。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、補助対象住宅の所有者で町税を滞納していない者とする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、

次のとおりとする。

(1) かけ地近接等危険住宅移転事業

ア 危険住宅の除却等に対する補助

経費区分	補助対象経費	補助金の額
除却等費	危険住宅の除却等（撤去・動産移転・跡地整備・仮住居・その他経費）に要する経費	97万5千円／戸 (限度額)

イ 危険住宅に代わる住宅の建設又は購入に対する補助

経費区分	補助対象経費	補助金の額
建物助成費	危険住宅に代わる住宅の建設又は購入（これに必要な土地の取得を含む。）及び改修をするために要する資金を金融機関、その他の機関から借入れた場合において、当該借入金利子（年利率限度8.5%）に相当する額の経費	421万円／戸 (建物325万円) (土地96万円) (限度額)

(2) 土砂災害危険住宅対策改修事業

経費区分	補助対象経費	補助金の額
改修工事費	土砂災害に対して安全な構造とするために、想定される土石流の高さや衝撃力に応じて定められた仕様を満たす鉄筋コンクリート造の壁等を設置する改修工事に要する経費（限度額330万円／戸）	補助対象経費の80%以内

2 前項第1号において、補助対象経費が補助金の額に満たない場合は、当該補助対象経費を限度とする。

3 補助金の額は、千円未満の額を切り捨てる。

4 補助金の交付は、一の住宅につき1回とする。

(事業計画の協議)

第6条 課要綱第3条の規定による補助金の交付を受けて事業を実施しようとする者（以下「協議者」という。）が提出する事業実施計画協議書の提出期限は、事業着手までとする。

2 事業実施計画協議書には、次の各号の区分に応じ当該各号に定める添付書類を添えて提出しなければならない。

(1) かけ地近接等危険住宅移転事業

ア かけ地近接等危険住宅移転事業計画書（様式第1号）

イ 補助対象経費の確認のできる書類（見積書、設計書、図面等）

- ウ 登記事項証明書等危険住宅の所有者が確認できる書類
- エ 危険住宅の位置図及び付近見取図
- オ 建設又は購入する住宅の位置図及び付近見取図
- カ 危険住宅の現況外観写真
- キ 町税の納税証明書
- ク その他町長が必要と認める書類

(2) 土砂災害危険住宅対策改修事業

- ア 土砂災害危険住宅対策改修事業計画書（様式第2号）
- イ 補助対象経費の確認のできる書類（見積書、設計書、図面等）
- ウ 登記事項証明書等危険住宅の所有者が確認できる書類
- エ 危険住宅の位置図及び付近見取図
- オ 危険住宅の現況外観写真
- カ 町税の納税証明書
- キ その他町長が必要と認める書類

- 3 町長は、前項の事業実施計画協議書の内容を確認し、その結果を、おおい町土砂災害危険住宅対策支援事業実施協議計画書確認結果通知書（様式第3号）により協議者に通知するものとする。

（補助金の交付申請）

第7条 規則第3条の規定による補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）が提出する補助金交付申請書の提出期限は、事業着手までとする。

- 2 補助金交付申請書には、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める添付書類を添えて提出しなければならない。ただし、前条第2項の添付書類と変更のないものは添付を省略することができる。

(1) がけ地近接等危険住宅移転事業

- ア がけ地近接等危険住宅移転事業計画書（様式第1号）
- イ 補助対象経費の確認のできる書類（見積書、設計書、図面等）
- ウ 登記事項証明書等危険住宅の所有者が確認できる書類
- エ 危険住宅の位置図及び付近見取図
- オ 建設又は購入する住宅の位置図及び付近見取図
- カ 危険住宅の現況外観写真
- キ 町税の納税証明書
- ク その他町長が必要と認める書類

(2) 土砂災害危険住宅対策改修事業

- ア 土砂災害危険住宅対策改修事業計画書（様式第2号）
- イ 補助対象経費の確認のできる書類（見積書、設計書、図面等）
- ウ 登記事項証明書等危険住宅の所有者が確認できる書類
- エ 危険住宅の位置図及び付近見取図
- オ 危険住宅の現況外観写真
- カ 町税の納税証明書

キ その他町長が必要と認める書類

(状況報告)

第8条 申請者は、工事請負契約、購入契約又は金銭消費貸借契約等を締結した時は、10日以内にその契約書又は請書の写しを町長に提出しなければならない。

(変更の承認申請)

第9条 課要綱第6条の規定による補助事業計画変更承認申請書には、変更に係る第7条の添付書類を添えて町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請があったときは、申請書等の書類の審査等を行い、変更内容が適正であると認めたときは当該申請を承認し、補助金計画変更承認通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(実績報告書)

第10条 規則第8条の規定による補助金事業実績報告書には、次の各号の区分に応じ当該各号に定める添付書類を添えて提出しなければならない。

(1) がけ地近接等危険住宅移転事業

ア がけ地近接等危険住宅移転事業実績書(様式第5号)

イ 建設又は購入した住宅の登記事項証明書

ウ 工事請負代金等の支払い領収証

エ 危険住宅の除却後の写真

オ 建設又は購入した住宅の写真

カ その他町長が必要と認める書類

(2) 土砂災害危険住宅対策改修事業

ア 土砂災害危険住宅対策改修事業実績書(様式第6号)

イ 工事請負代金等の支払い領収証

ウ 危険住宅の工事後の外観写真

エ 建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項に規定する検査済証の写し(補助対象事業が同法第6条第1項に規定する工事に該当する場合に限る。)

オ その他町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第11条 町長は、前条の報告書を受領したときは、当該報告に係る書類を検査し、及び必要に応じて現地検査等を行い、その内容が適正であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額の確定通知書(様式第7号)により申請者に通知するものとする。

(報告、調査及び指示)

第12条 町長は、補助金の交付に関し、必要があると認めたときは、申請者に対し、報告を求め、当該補助金の交付に係る通帳、書類その他必要な物件を調査し、又は現地調査、他機関への確認等必要な事項を指示することができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成30年10月1日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和8年3月31日限りその効力を失う。ただし、同日までに第11条の規定により交付の確定がなされた補助金については、同日後もなおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正前のおおい町土砂災害危険住宅対策支援事業補助金交付要綱の規定によりなされた処分、手続その他の行為については、なお従前の例による。